Ⅲ　給与支払報告書（個人別明細書）の記入について

記入例

※内容の変更や訂正があり、再提出される場合は、摘要欄に「訂正分」と朱書きで記入してください。

⑨

令和８年中に支給した給与について報告する場合　左上の数字は⑨です。
以前の様式で提出された場合　確認のお電話をさせていただく場合がございます。

（受給者番号）	Ａ１２３４５
支払を受ける者　住所	三原市港町３丁目５番１号
（個人番号）	987654321012
（フリガナ）	ミハラ　イチロウ
氏名	三原　一郎

種別	支払金額	給与所得控除後の金額（調整控除後）	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給与・賞与	4,100,000	2,840,000	2,157,839	34,800

控除対象配偶者の有無等	配偶者（特別）控除の額	控除対象扶養親族の数（配偶者を除く。）特定	老人	その他	16歳未満扶養親族の数	障害者の数（本人を除く。）特別	その他	非居住者である親族の数
有	360,000			1	2			

特定親族特別控除の額	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
310,000	489,600	88,250	29,989	

（摘要）①（前職）三原市〇町〇丁目〇番〇号　△口株式会社
給与：1,052,500円　社会保険料：130,500円　源泉徴収税額22,570円
令和8年３月31日退職
②普Ａ（普通徴収の場合）
③（退）三原花子（同配）Ｓ50.1.1　特別障害者　合計所得金額550,000円

新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	新個人年金保険料の金額	旧個人年金保険料の金額
65,000	96,000	12,500		28,500

【摘要欄について】
①前職分の給与等を含め年末調整している場合はその旨を記載して下さい。
②普通徴収を希望する場合は略号の記入が必要です。詳細は裏面をご確認ください。
③退職手当等のある配偶者、扶養親族がいる場合は氏名（氏名の前に（退）と記載）、続柄、生年月日、障害がある場合はその区分、退職所得を除いた合計所得金額等を記載して下さい。

（源泉・特別）控除対象配偶者：フリガナ　ミハラ　ハナコ　氏名　三原　花子　個人番号　234567890123　配偶者の合計所得　950,000

控除対象扶養親族 1：フリガナ　ミハラ　ハルミ　氏名　三原　春美　区分　50　個人番号　345678901234

16歳未満の扶養親族 1：フリガナ　ミハラ　ジロウ　氏名　三原　次郎　個人番号　4567890…
16歳未満の扶養親族 2：フリガナ　ミハラ　ナツミ　氏名　三原　夏美　個人番号　5678901…

中途就・退職　就職	退職	年	月	日	受給者生年月日　元号	年	月	日
〇		8	4	1	昭和	50	10	15

支払者　個人番号又は法人番号　198765432101２（右詰で記載してください。）
住所（居所）又は所在地　三原市港町２丁目５番１号
氏名又は名称　ミハラやっさ工業　株式会社　（電話）（0848）64-2111

（摘要）に前職分の加算額、支払者等を記入してください。

（市区町村提出用）

給与支払報告書（個人別明細書）作成の注意点

本年の年末調整においては、**基礎控除の見直し等**にご注意ください！
令和８年度税制改正により、次のような見直し等が行われています。

①「所得税の基礎控除」の見直し　②「給与所得控除」の最低保障額の引上げ
③「扶養親族等の所得要件」の改正
④「年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例」の創設

①「所得税の基礎控除」の見直し

合計所得金額	所得税の基礎控除　改正後　令和8・9年分	改正後　令和10年分以後	改正前　令和8年分
132万円以下		99万円	95万円
132万円超　336万円以下	104万円		88万円
336万円超　489万円以下			68万円
489万円超　655万円以下	67万円	62万円	63万円
655万円超　2,350万円以下	62万円		58万円

＊合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

②「給与所得控除」の最低保障額の引上げ

給与等の収入金額	給与所得控除額　改正後　令和8・9年分	改正後　令和10年分以後	改正前
190万円以下	74万円	給与収入金額×30%＋8万円（69万円未満となる場合は、69万円）	65万円
190万円超　220万円以下			給与収入金額×30%＋8万円

＊給与等の収入金額が220万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。
＊給与等の収入金額が69万1000円以上220万円未満である場合には、給与等に係る給与所得の金額は上の表にかかわらず、次の金額となります。

給与等の収入金額	69万1000円以上74万1000円未満	74万1000円以上219万1000円未満	219万1000円以上219万3000円未満	219万3000円以上219万6000円未満	219万6000円以上220万円未満
その給与等に係る給与所得の金額	なし	その収入金額－74万円	145万1000円	145万3000円	145万6000円

③「扶養親族等の所得要件」の改正

所得要件等	令和8年分以降	令和7年分
同一生計配偶者の前年の合計所得金額		
扶養親族の前年の合計所得金額	62万円以下	58万円以下
雑損控除の適用を認められる親族に係る前年の総所得金額等		
ひとり親の「生計を一にする子」の前年の総所得金額等		
特定親族特別控除	62万円超123万円以下	58万円超123万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額	62万円超133万円以下	58万円超133万円以下
家内労働者等の特例の必要経費に算入する金額の最低保障額	69万円	65万円
勤労学生の前年の合計所得金額	89万円以下	85万円以下

1ページ

④「年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例」の創設

新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の令和8・9年分の一般生命保険料控除の控除額は、次の表のとおり計算することとされました。

年間の新生命保険料	控除額
30,000円以下	新生命保険料の全額
30,000円超　60,000円以下	新生命保険料×1/2＋15,000円
60,000円超　120,000円以下	新生命保険料×1/4＋30,000円
120,000円超	一律 60,000円

税制改正の概要などについて、詳しくは国税庁ホームページの「令和8年度税制改正による所得税の基礎控除の見直しについて」をご参照ください。